

平成25年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、健全化判断比率および資金不足比率を公表します。

この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準または財政再生基準以上になるときは、財政の早期健全化または財政の再生を図るための計画を定めることとなります。

また、公営企業（本町では下水道事業）についても、資金不足比率が経営健全化基準以上になるときは、経営の健全化計画を定めることとなります。

本町の健全化判断比率および資金不足比率は次のとおりで、すべて基準を下回っています。

| 項 目 | | 大治町の比率 (%) | 早期健全化基準 (%) | 財政再生基準 (%) | 経営健全化基準 (%) |
|---------|----------|---------------|----------------|---------------|----------------|
| 健全化判断比率 | 実質赤字比率 | —（注1） | 14.80 | 20 | |
| | 連結実質赤字比率 | —（注1） | 19.80 | 30 | |
| | 実質公債費比率 | 9.3 | 25 | 35 | |
| | 将来負担比率 | —（注2） | 350 | | |
| 資金不足比率 | | —（注3） | | | 20 |

注1. 実質収支額は黒字（536,558千円）で、計算結果では、△10.08%となりました。

連結実質収支額は黒字（955,065千円）で、計算結果では、△17.94%となりました。

なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字の比率を示す指標であり、黒字の場合は「—」表示となります。

注2. 将来負担額には、地方債残高の他、一部事務組合が起こした地方債の返済に係る負担金などが含まれ、計算結果では、△13.6%となりました。なお、マイナスの場合、充当可能財源が将来負担額を上回っているということになり、将来負担比率は「—」表示となります。

注3. 資金不足額がないため、「—」表示となります。

・健全化判断比率および資金不足比率とは

| | | |
|---------|----------|--|
| 健全化判断比率 | 実質赤字比率 | 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の普通会計（本町では一般会計および土地取得特別会計）の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものであり、実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入される経常的な一般財源の規模）に対する比率をいいます。 |
| | 連結実質赤字比率 | すべての会計（本町では一般会計・土地取得特別会計・国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・公共下水道事業特別会計・後期高齢者医療特別会計）の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すものであり、全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率をいいます。 |
| | 実質公債費比率 | 借入金の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものであり、普通会計が負担する元利償還金および準元利償還金（一部事務組合の起こした地方債に充てたと認められる負担金等）の標準財政規模に対する比率をいいます。 |
| | 将来負担比率 | 地方公共団体の普通会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものであり、公営企業（本町では下水道事業）、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率をいいます。 |
| 資金不足比率 | | 公営企業（本町では下水道事業）の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであり、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率をいいます。 |